



2026 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 オルバディーブイエックスヘルスケア株式会社
代表者名 代表取締役社長 前島 洋平
(コード番号：2689、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 村田 宣治
(TEL. 086 - 236 - 1115)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026 年 12 月 10 日
(2) 処分する株式の種類 および数	当社普通株式 20,300 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,911 円
(4) 処分総額	38,793,300 円
(5) 処分予定先	当社子会社の取締役を兼務しない執行役員 6 名 20,300 株
(6) その他	本自己株式処分は、金融商品取引法施行令第 2 条の 12 第 1 号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当するため、有価証券通知書を提出していません。

2. 処分の目的および理由

当社の完全子会社であるディーブイエックス株式会社（以下、「DVx」という。）は、2020 年 6 月 24 日開催の DVx 第 34 期定時株主総会において、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、DVx 取締役および執行役員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入の承認をいただいております。2026 年 9 月 1 日に株式交換による経営統合が行われ、DVx は当社の完全子会社となりましたが、引き続き企業価値を持続的に向上させるインセンティブとして DVx の執行役員が DVx から付与された金銭報酬債権の現物出資を受けて、統合後の親会社株式を割り当てるものです。

【本制度の概要等】

1（５）に記載の執行役員（以下、「対象子会社執行役員」という。）は、本制度に基づき当社完全子会社であるDVxから支給された金銭債権の全部を現物出資財産として当社に払い込み、当社普通株式について処分を受けることとなります。その後、当社とDVx間で金銭報酬債権の清算を行います。

その１株当たりの払込金額は、自己株式処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、株式を引き受ける対象子会社執行役員に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社普通株式の処分に当たっては、当社と対象子会社執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象子会社執行役員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

本日、当社取締役会における自己株式の処分の決議後にDVx取締役会において、対象子会社執行役員の更なるモチベーションの向上を目的に、金銭債権合計 38,793,300 円（以下「本金銭債権」といいます。）を支給することが決議されており、当社は対象子会社執行役員からその金銭債権の現物出資を受けて、株式 20,300 株を割当て、付与することといたしました。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2026 年 12 月 10 日～2055 年 12 月 10 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、任期満了日の前日までに当社及びその子会社（DVxを含み、以下「当社グループ」という。）の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、任期満了日まで継続して、当社グループの取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、当該割当対象者が、期間満了時点まで継続して当社グループの取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあった場合は、期間満了時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものといたします。また、割当対象者が、任期満了・定年等の当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社グループの取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、任期の開始月から割当対象者が当社グループの取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、割当対象者が当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した時点の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しております。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者が当社グループの取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、任期の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年10月29日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である1,911円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上